

## 八幡市週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における労働環境の改善を図るため、八幡市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において週休2日制工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。ただし、営繕工事（公共建築工事積算基準により積算する工事をいう。）においては、この要領によらず、別に定める「八幡市営繕工事における週休2日制工事実施要領」を適用する。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場又は現場事務所が閉所された状態をいう。
- (2) 現場着手日 工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所の設置等の準備作業を含む。
- (3) 現場終了日 工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。
- (4) 対象期間 現場着手日から現場終了日までの期間をいう。ただし、後片付け期間、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まない。
- (5) 現場閉所率 対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日、異常気象時等における安全パトロール、現場見学会等についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (6) 完全週休2日 対象期間において、全ての週で、原則として土曜日及び日曜日（以下「土日」という。）に現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (7) 月単位の週休2日 対象期間において、全ての月で、月毎の対象期間内の土日の合計日数以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (8) 通期の週休2日 対象期間において、現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (9) 週休2日制工事 この要領に基づき、完全週休2日、月単位の週休2日又は通期の週休2日（以下「週休2日等」という。）に取り組む工事をいう。

(対象工事)

第3条 次の各号に該当する工事を除き、全ての工事を対象とする。

- (1) 通年維持工事
- (2) 災害復旧工事や緊急対応工事等早期の完成が必要と判断する工事
- (3) その他、市長が週休2日制工事になじまないと判断する工事

(発注手続)

第4条 発注者は、週休2日制工事を発注するときは、入札公告、指名通知又は現場説明書等に週休2日制工事の対象工事であることを明示するものとする。

2 発注者は、週休2日制工事の実現にあたり、適切な工期の設定及び第7条に定める経費の補正を行うものとする。

3 同一の工事現場において複数の工事を発注する場合（以下「分離発注工事」という。）又は合併入札を行って契約を分割する場合は、全ての工事又は契約で同一の週休2日等に取り組むものとする。

(週休2日制工事の実施)

第5条 週休2日制工事の実施にあたり、受注者は、完全週休2日を反映した工程を計画し、現場閉所日が確認できるよう施工計画書に記載したうえで、現場着手日までに監督職員に提出する。なお、週休2日制工事の対象外とする作業又は期間がある場合は、その設定期間について、受発注者間の協議により決定するものとする。

2 受注者は、天候不良等により、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合、その土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、事前に監督職員へ連絡すること。この場合は、同一の週に2日間以上の現場閉所を行うことで、土日を現場閉所したものとみなす。

3 分離発注工事における各工事受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所の予定日を調整するものとする。

4 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等は行わない。

5 受注者は、週休2日等の取組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

(現場閉所の確認)

第6条 受注者は、現場終了日以降工事完成届を提出する日までに、現場閉所日が確認できる資料並びに現場閉所日数及び現場閉所率を記載した工事打合簿を監督職員に提出するものとする。

2 前項の資料は任意様式とし、現場閉所の実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等とする。

3 監督職員は、提示された資料により現場閉所日を確認する。なお、現場閉所日の確認は、工事毎に行うものとし、受注者の作業員や下請業者が現場閉所日に他の現場に従事することを制限しない。

4 現場閉所日が確認できる資料もしくは現場閉所日数及び現場閉所率を記載した工事打合簿と実際の現場に相違があった場合、発注者は、当該工事における週休2日等の取り組みを取り止めることが出来るものとし、その場合、経費の補正は行わないものとする。

(経費の補正)

第7条 経費の補正は、現場閉所の状況に応じ、次の表の補正係数により行うものとする。なお、市場単価及び土木工事標準単価の補正については、京都府建設交通部指導検査課の「(参考資料)週休2日制工事及び週休2日交替制工事に係る経費の補正について」によるものとする。

	労務費	共通仮設費	現場管理費
完全週休2日	1.02	1.02	1.03
月単位の週休2日	1.02	1.01	1.02
通期の週休2日	補正なし	補正なし	補正なし

2 週休2日制工事の実施においては、完全週休2日の達成を前提に、前項に規定する完全週休2日の補正係数により各経費を補正し、当初設計で計上する。なお、前条第3項による確認後、完全週休2日の達成が認められない場合は、各経費の補正係数を前項に規定する月単位の週休2日の補正係数に変更し、月単位の週休2日の達成が認められない場合は、各経費の補正係数を1.00に変更し、請負代金額のうち各経費補正分を減額して変更契約する。

3 労務費の補正は、構成が明らかとなっていない見積単価等については補正の対象とせず、労務単価について補正係数を乗じて算出する。

(成績評定)

第8条 週休2日等を確保したと認められる工事については、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で加点を行う。なお、週休2日等を確保したと認められない場合においても、減点を行わない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和5年3月13日から施行し、令和5年4月1日以降に公告又は通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和6年3月19日から施行し、令和6年4月1日以降に公告又は通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和6年7月9日から施行し、令和6年7月9日以降に公告又は通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和6年8月27日から施行し、令和6年9月1日以降に公告又

は通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和7年8月25日から施行し、令和7年9月1日以降に公告又は通知を行う工事から適用する。

## ○週休2日の考え方について

### ①完全週休2日

全ての週で、土曜日及び日曜日に現場閉所をしていれば、達成。

やむを得ない事情で、土日に施工する場合は、同一週内で代替りの日に現場閉所すること。

(例) 対象期間が令和7年10月30日～令和7年12月19日の場合

凡	現場閉所した日
例	作業した日

令和7年10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

令和7年11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

令和7年12月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

※現場着手日の曜日から7日間を同一週としてカウントする。(例)の場合は、木曜日～水曜日。

10月30日～11月5日：土日に現場閉所 → 達成

11月6日～11月12日：土日に現場閉所 → 達成

11月13日～11月19日：土日に現場閉所 → 達成

11月20日～11月26日：土日に作業ありのため、木金(20日・21日)に振替えて現場閉所 → 達成

11月27日～12月3日：土日に現場閉所 → 達成

12月4日～12月10日：土日に現場閉所 → 達成

12月11日～12月17日：土に作業ありのため、木(11日)に振替えて木日に現場閉所 → 達成

12月18日～12月19日：土日が含まれないため、現場閉所不要

### ↳ 完全週休2日を達成

※1週でも未達成であった場合は、完全週休2日未達成となる。 → 月単位の週休2日が達成できているか確認する。

### ②月単位の週休2日

全ての月で、月毎の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所をしていれば、達成。

(例) 対象期間が令和6年10月30日～令和6年12月2日の場合

凡	現場閉所した日
例	作業した日

令和6年10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

対象期間：2日

土日合計日数：0日

現場閉所日数：0日

達成

令和6年11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

対象期間：30日

土日合計日数：9日

現場閉所日数：10日

達成

令和6年12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

対象期間：2日

土日合計日数：1日

現場閉所日数：0日

未達成

↳ この場合、未達成の月があるので、月単位の週休2日は未達成となる。

↓

通期の週休2日が達成できているか確認する。

### ③通期の週休2日

対象期間内での現場閉所率が28.5%以上であれば、達成。

(例)

対象期間：34日

現場閉所合計日数：10日

$10 \text{ 日} \div 34 \text{ 日} \times 100 = 29.41 \approx 29.4\%$  (小数第2位以下を切捨て)  $\geq 28.5\%$

↳ この場合、通期の週休2日は達成となる。